

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏樹会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条1項の定めによる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条5項の定めによる評議員をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、発生する交通費の経費をいう。

第2章 報酬等

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に対して、理事会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。ただし、理事において、当施設の職を兼務する者は、第1項は適用しない。
2. 監事には、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の理事長及び理事に対する報酬の額は、別表1「理事長及び理事の報酬月額」及び別表2「役員の会議出席に係る報酬」に定める額とする。
2. 当法人の監事の報酬額は、別表2「役員の会議出席に係る報酬」及び別表3「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 その金額を本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。
2. 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(交通費)

第6条 理事会・評議員会及び監事会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、別紙4

にて支払う。

2. 理事において、当施設の職を兼務する者は、第1項は、適用しない。

(費用)

第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成29年6月1日より実施する。

令和1年11月16日、第6条を改正し、施行する。

別表1

「理事長及び理事の報酬月額」

理事長の報酬月額は、 0万円とする。

理事の報酬月額は、 0万円とする。

別表2

「役員の会議出席に係る報酬」

・ 理事は理事会又は評議会への主席の都度、一人一律 0万円とする。

・ 監事は理事会又は評議会への主席の都度、一人一律 0万円とする。

別表3

「監事の監査に係る報酬」

一事業年度につき監事の監査に係る額 10万円以内

別表4

「理事会・評議員会及び監事会への出席の交通費」

・ 実費精算とする。